

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

行政職給料表（市長の事務部局、教育委員会、市議会の事務部局、行政委員会）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級 及び 特2級	事務員及び技術員の職務	91	14.7%	事務員	81	208	33.7%	係 員 級
				技術員	10			
				計	91			
2級 及び 特3級	主事及び技師の職務	117	18.9%	主事	98	208	33.7%	係 員 級
				技師	15			
				管理栄養士	3			
				歯科衛生士	1			
				計	117			
3級 及び 特4級	主任の職務	124	20.1%	主任	124	124	20.1%	主 任 級
				計	124			
4級	主査の職務	122	19.7%	主査	122	122	19.7%	主 査 級
				計	122			
5級	課長補佐及び副主幹の職務	50	8.1%	課長補佐	28	50	8.1%	課 長 補 佐 級
				担当課長補佐	1			
				副主幹	16			
				館長補佐（課長補佐級）	2			
				所長補佐（課長補佐級）	3			
				計	50			
6級 及び 特6級	副部長、参事、課長及び主幹の職務	100	16.2%	副公室長	2	100	16.2%	課 長 ・ 副 部 長 級
				副部長	22			
				参事	4			
				事務局長（副部長級）	2			
				事務局次長（副部長級）	1			
				会計管理者	1			
				課長	41			
				担当課長	14			
				主幹	4			
				館長（課長級）	4			
				所長（課長級）	4			
				担当所長（課長級）	1			
				計	100			
7級	部長、理事及び市参事の職務	14	2.3%	公室長	1	14	2.3%	部 長 級
				部長	11			
				理事	1			
				局長	1			
				計	14			
	合計	618	100.0%					

※ 職員数には再任用職員を含みます。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和５年４月１日現在）

技能労務職給料表（市長の事務部局、教育委員会）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	技能職員及び作業員等の職務	6	4.4%	作業員	4	135	100.0%	作業員・校務員・調理師等	
				調理師	2				
				計	6				
2級	担当の技能、経験を必要とする技能職員及び作業員等の職務	24	17.8%	作業員	14				
				調理師	9				
				校務員	1				
				計	24				
3級	高度の技能、経験を必要とする技能職員及び作業員等の職務	15	11.1%	技能調理師	2				
				運転士	6				
				調理師	5				
				技能校務員	2				
				計	15				
4級	特に高度の技能、経験を必要とする技能職員及び作業員等の職務	90	66.7%	運転士	21				
				班長	21				
				技能員	7				
				技能調理師	22				
				技能用務員	3				
				車両長	1				
				技能校務員	9				
				作業長	5				
				用務員	1				
				計	90				
	合計	135	100.0%						

※ 職員数には再任用職員を含みます。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和５年４月１日現在）

消防職給料表（消防）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級 及び 特2級	消防士及び消防副士長の職務	37	22.8%	消防士	21	65	40.1%	係 員 級
				消防副士長	16			
				計	37			
2級 及び 特3級	消防士長の職務	28	17.3%	消防士長	28			
				計	28			
3級 及び 特4級	消防司令補のうち主任の職務	26	16.1%	主任	25	26	16.1%	主 任 級
				消防士長	1			
				計	26			
4級	消防司令補のうち主査の職務	25	15.4%	主査	17	25	15.4%	主 査 級
				救急主査	8			
				計	25			
5級	消防司令のうち課長補佐及び副主幹の職務	26	16.1%	課長補佐	4	26	16.1%	課 長 補 佐 級
				副主幹	12			
				出張所長（課長補佐級）	6			
				係長（課長補佐級）	4			
				計	26			
6級	消防司令長並びに消防司令のうち課長及び主幹の職務	19	11.7%	課長	4	19	11.7%	課 長 ・ 副 部 長 級
				担当課長	1			
				副署長	2			
				当務司令	4			
				主幹	4			
				署長	2			
				次長	1			
				参事	1			
				計	19			
7級	消防監の職務	1	0.6%	消防長	1	1	0.6%	部 長 級
				計	1			
	合計	162	100.0%					

※ 職員数には再任用職員を含みます。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和５年４月１日現在）

医療職給料表（市長の事務部局、教育委員会）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務	0	0.0%		0	19	65.5%	係 員 級
				計	0			
2級	保健師及び看護師（以下「保健師等」という。）並びに困難な業務を処理する准看護師の職務	16	55.2%	保健師	15			
				看護師	1			
				計	16			
3級	困難な業務を処理する保健師等及び特に困難な業務を処理する准看護師の職務	3	10.3%	保健師	3	9	31.0%	主 任 ・ 主
				計	3			
4級	主査、主任保健師並び主任看護師の職務	9	31.0%	主任保健師	6	1	3.5%	課 長 補
				主査	3			
				計	9			
5級	課長、主幹、課長補佐及び副主幹の職務	1	3.5%	副主幹	1	0	0.0%	副 部 長
				計	1			
6級	部長、理事及び副部長の職務	0	0.0%		0	0	0.0%	
				計	0			
	合計	29	100.0%					

※ 職員数には再任用職員を含みます。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和５年４月１日現在）

教育・保育職給料表（教育委員会（幼稚園教諭、保育士、保育教諭））

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	教諭、保育士及び保育教諭の職務	14	9.9%	教諭	1	60	42.5%	係員級
				保育士	7			
				保育教諭	6			
				計	14			
2級	高度の知識又は経験を必要とする教諭、保育士及び保育教諭の職務	46	32.6%	教諭	3			
				保育士	20			
				保育教諭	23			
				計	46			
3級	指導教諭、指導保育士及び指導保育教諭の職務	52	36.9%	指導教諭	1	52	36.9%	主任級
				指導保育士	13			
				指導保育教諭	17			
				教諭	3			
				保育士	8			
				保育教諭	10			
				計	52			
4級	教頭、副所長、副園長、主査教諭、主査保育士及び主査保育教諭の職務	15	10.7%	副所長（主査級）	4	15	10.7%	主査級
				副園長（主査級）	7			
				指導保育士	2			
				指導保育教諭	1			
				主査	1			
				計	15			
5級	園長、所長及び園次長の職務	14	9.9%	園長	8	14	9.9%	課長補佐級
				所長（課長補佐級）	4			
				課長補佐	1			
				園次長	1			
				計	14			
6級	高度の知識又は経験を必要とし、困難な業務を行う園長及び所長の職務	0	0.0%		0	0	0.0%	課長級
				計	0			
	合計	141	100.0%					

※ 職員数には再任用職員を含みます。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和５年４月１日現在）

任期付職員給料表（市長の事務部局、教育委員会）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	0	0.0%		
				計	0
2級	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	0	0.0%		
				計	0
3級	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	0	0.0%		
				計	0
4級	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	1	10.0%	主事	1
				計	1
5級	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	5	50.0%	館長	5
				計	5
6級	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	4	40.0%	主査	2
				所長（課長補佐級）	1
				技師長（課長補佐級）	1
				計	4
7級	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	0	0.0%		
				計	0
	合計	10	100.0%		

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

特定任期付職員給料表（市長の事務部局、教育委員会）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	0	0.0%		
				計	0
2級	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	0	0.0%		
				計	0
3級	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	0	0.0%		
				計	0
4級	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	2	100.0%	特定任期付職員(理事)	1
				特定任期付職員(副主幹)	1
				計	2
5級	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0.0%		
				計	0
6級	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0.0%		
				計	0
7級	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	0	0.0%		
				計	0
	合計	2	100%		

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

行政職給料表（上下水道局）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級 及び 特2級	事務員及び技術員の職務	11	16.7%	事務員	5	22	33.4%	係員級
				技術員	6			
				計	11			
2級 及び 特3級	主事及び技師の職務	11	16.7%	主事	5	22	33.4%	係員級
				技師	6			
				計	11			
3級 及び 特4級	主任の職務	18	27.2%	主任	18	18	27.2%	主任級
				計	18			
4級	主査の職務	11	16.7%	主査	11	11	16.7%	主査級
				計	11			
5級	課長補佐及び副主幹の職務	7	10.6%	課長補佐	4	7	10.6%	課長補佐級
				副主幹	2			
				場長（課長補佐級）	1			
				計	7			
6級 及び 特6級	副部長、参事、課長及び主幹の職務	7	10.6%	課長	3	7	10.6%	課長・副部長級
				担当課長	1			
				副局長	1			
				水道技術監（副部長級）	1			
				下水道技術監（副部長級）	1			
				計	7			
7級	部長、理事及び市参事の職務	1	1.5%	局長	1	1	1.5%	部長級
				計	1			
	合計	66	100.0%					

※ 職員数には再任用職員を含みます。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和５年４月１日現在）

技能労務職給料表（上下水道局）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能職員及び作業員等の職務	0	0.0%			1	100.0%	作業員・校務員・調理師等
				計	0			
2級	担当の技能、経験を必要とする技能職員及び作業員等の職務	0	0.0%					
				計	0			
3級	高度の技能、経験を必要とする技能職員及び作業員等の職務	0	0.0%					
				計	0			
4級	特に高度の技能、経験を必要とする技能職員及び作業員等の職務	1	100.0%	技能員	1			
				計	1			
	合計	1	100%					

※ 職員数には再任用職員を含みます。